

利水・水需要管理部会検討資料（たたき台、060926版）に対する意見

この資料は9月26日検討会およびその後の修正等に関する意見とその対応について、次回の検討会で審議するための材料として整理したものである。

【河川管理者コメント】

本意見は第75回運営会議(H18.9.19)資料をもとに取り急ぎ作成したものであり、今後内容を確認した上でコメント等を追加させていただく場合があります(平成18年9月26日近畿地方整備局)。

1. P1. 水資源開発基本計画(フルプラン)については、改めて考えを説明する。
2. P13(1)、p15(3)、異常渇水、利水安全度については、改めて考えを説明する(p5. 琵琶湖の利水安全度を含む)。
3. P20. 3.3については、三重県や伊賀市の水道事業者の確認のうえ、改めて考えを説明する。

以上の3点は、河川管理者からの説明を聞いた上で、検討する。

4. P6. ダムについては流域委員会へ諮問はしていないため、いただいた意見書は「答申」ではないと考えている。

このコメントについては委員会審議の根幹にも触れることである。ダムについても委員会は諮問事項の一つと考えるが、委員会で検討している問題と諮問事項について議論の余地がある。また、委員会は諮問委員会でないから「諮問」にたいして「答申」と言う態度ではないのではないか、との意見が出された。

5. 事実誤認事項については個別に対応し、確認後、修正等を行う。次の点は検討を要する。

- ① p1. 平成9年の河川法改正では、「総合的な管理制度」は創設されていない、と認識しています。
- ② p4. 「自然流況」が正です。
- ③ p17. 京都府は天瀬ダム再開発に利水参画する見込みです。

6. 表現についての質問および修正要求については個別に対応し、確認後、修正等を行う。主なものは以下の通りである。

- ④ p1. 「多くの反省点」
- ⑤ p3. 「大量」の定義
- ⑥ p6. どのような抵抗があるのでしょうか。
- ⑦ p6. 急激とは、
- ⑧ p7. どのような理由に基づき水需要が減少するようになったか、「自然流況を確保する利水管理体制を整備する」とは、どのようなことでしょうか。
- ⑨ p9. 新河川法の中で、「これ以上の河川構造物を作らないことを含意」しているのは具体的にどのような部分でしょうか。
- ⑩ p12. 施設ごとの関係が分からない。
- ⑪ p16. どのような理由によるのでしょうか。
- ⑫ p17. 具体的にはどのようなことでしょうか。
- ⑬ p24. 具体的にはどのようなことを指しているのでしょうか。
- ⑭ p26. 3.5については趣旨を確認させて欲しい。
- ⑮ p28. 具体的にはどのような混乱が生じているのでしょうか。

以上のほかにも多くのコメントや質問が書かれている。また、会議では河川管理者から発言・コメントが多く出されたが、それらについては河川管理者の見解としてまとめて対応したい。修正が必要な箇所、説明を必要とする箇所、質問の内容を確認する必要があるもの、それぞれ個別に対応してより相互理解を深めていきたい。

【委員意見】(ほぼ発言順ですが委員ごとにまとめて記載されている)

前半 (はじめにから第2章まで)

1. 今本委員長

- ① 河川管理者のコメントの中で、事実誤認のところはしっかり対応してもらいたい。その他のコメントはこれをたたき台として、部会として検討してもらいたい。
- ② 第1のポイントは負担制度の導入だと思う。これまでもあまり議論されずに出てきたことことです。
- ③ 水需要抑制して、それを環境に戻すと言う、考えに違和感を覚える。水循環の視点が欠けているのではないか。この点は池淵委員に後ほど述べてもらいたい。
- ④ 水需要管理がなぜ必要かの一つの理由は、水資源開発が進められる中で、一方で水あまりが生じてきた。ところが、地球温暖化や少雨化傾向、あるいは異常渇水を理由に水資源開発を続けようとする、水資源開発の口実に使われている。非常に不幸なことです。
- ⑤ これに対して、水資源開発でいくのか、水需要管理でいくのかが問われているのです。これまでその観点がなくて残念だが、水需要管理の具体策を欠いてので何をしようかわからなかった。これまでの河川開発から180度転換して、水需要管理を具体的に書いて世に問いたいのです。
- ⑥ 字句の訂正や事実誤認は指摘してもらいたい、もっと大事なことは考え方の基本のところ。ここは譲れないとか、譲らんとあかんとか、それをもとに意見書を書いていきたいのです。
- ⑦ 水資源開発から水資源管理へ、と言いついたのは流域委員会です。50年後にそうなっている、誰が言いついたのかと言うと、その荣誉は我々が得るのです、そのため努力しているのです。

2. 岡田委員

- ① 基本的には方向性やスピリットには私も共感する。
- ② 総合的水資源管理制度は“開発から管理の時代へ”につながるものと思う。
- ③ 水需要抑制について、これまでのライフスタイルや都市マネージメント・地域マネージメントを続けることはできない、と言っていると理解している。そういう意味で、総合的な都市地域政策の転換が求められているわけで、利水政策の転換も河川法の枠を超えて、都市政策にも触れる必要があると思われる。
- ④ 制度のせいにはせずに工夫して今の枠内ですることを出せばそれが改革の流れの第1歩となる。あるべき論ではなく試行モデルを提案するのがよいのではないか。50年後の評価も期待できる。

3. 千代延委員

- ① 水需要抑制は目的ではなく方法である。究極の目的は節水の効果により出てきた水を環境に戻すことにある。「河川環境の保全と整備」に資する方法として取り組んでいる。
- ② 節水の必要性を市民に訴える、心に響くような理屈付け、考えが欲しい。

4. 金盛委員(紙面での意見も参考にしている、本文参照)

- ① 水需要管理には2つの視点がある。すなわち、1. 諸利水を見直し調整して水需要の総量を抑制して河川へ還元する、2. 河川流況等の改善目標(求められる河川環境像)を描き、そこにいたる戦略として諸利水を見直し調整する、である。
- ② たたき台は1.に軸足を置いている。2.の視点(求められるべき河川の環境像)が必要である。
- ③ 「環境コスト負担制度」(更なる説明を求めますが)もこの視点に立ったとき現実性がより高くなり有力な戦略になると思う(河川像が曖昧であればこの制度の創設は難しいと思われる)。
- ④ 2.の視点立つことの重要性和必要性は指摘されなければならない。環境の委員もたくさん居られるので環境にどれだけの水量が必要かの意見が欲しい。

5. 池淵委員

- ① 健全な水循環系からの捉え方が欠けているのではないか。農業用水や地下水の循環や水収支の考えがあるのでないか。
- ② 水需要管理の中で取水量を減らして河川流量に還元する、のか、自然の水循環系のひとつに人工の水循環を位置づけて川に水を戻す、のか、水需要管理のねらいの描き方があると思う。
- ③ 地球温暖化とか降雨変動とかには触れられていない。イントロで少し触れるとよい。また、渇水時の水融

通では弾力的運用で乗り切れるかどうかは結構十分な議論がなされたと思うのだが。

6. 中村委員

- ① ポトマック川の例を紹介する。
- ② 今自然が何を求めているか、我々は自然に対して適切な対応をしているかどうか、の視点から話したい。河川の環境流量(environmental flow)に対してどれだけ価値を認めているかである。環境価値と利水価値の評価を確率的に行って地域ごとに社会的な合意形成を図るといふ議論があつてよい。
- ③ 環境コスト負担制度については、社会的に、理論的に成り立つかどうか、一定のめどが見つかる可能性はあると言ふ気がする。議論をする糸口が見えてきたと言ふことかなと思ふ。

7. 寺田委員

- ① 水需要抑制や節水が環境面から取り上げられているが、基本的なところを共通認識としたい。すなわち、水資源開発の観点から世界的な水不足や地球温暖化の問題が深刻化してきている。だから、ダムや堰を作つて供給体制を整備すると言ふのがずっと長く基本的な利水管理の中心であつた。それを変えざるを得ない、考え方を変えざるを得ない、方針も代えざるを得ない、と言ふところまで来ていることは間違いないと思ふ。それを我々は水需要管理と言つているのだけれど、要は、水需要の抑制に資する施策の総称を水需要管理と言つているのであつて、一つ二つの施策を想定して言つているのではない。
- ② 従来の河川開発に頼つた管理を脱却する、まずは、水をふんだんに使つている生活は世界的にも異常で、こんなことはいつまでも通るわけではない。地下水利用や雨水利用の問題等地域ごとに新しい水源も視野に入れて、少しでも水需要を抑制し(何も我慢せいと云うのではない無駄をなくすと言ふことだ)、そういう管理をやはり管理者がやつてもらわないといけなない。
- ③ 残念ながら、このような水需要管理は、省庁の縦割り行政から河川管理者の権限の枠を超えてしまふ、権限の障壁にあつて、できないと言ふ。だからと言つてあきらめてはいけなない。いろいろなアイデアを委員会が出して、それを河川管理者が受け止めていろいろやつてもらいたい。
- ④ 権限を越える問題は、問題提起で終わるかもしれないが、問題意識を持つと言ふことは大きい。
- ⑤ 河川管理者にお願いであるが、今日の河川管理者のコメントの中で、枝葉末節のこともあるが、基本的な考え方や権限の障壁と言ふ観点から、「ここまではいけるかもしれないが、ここからはお手上げだ」しかし、「これを打開するにはこんな考えもある」のような考えを是非示していただきたいと思ふ。それで実質的な議論が深まるのではないか。

8. 村上委員

- ① 川に環境としてどれだけ水が必要かというのはいかにも無理な感じがする。ソモソモ川は自然そのもので、人間が水を取る、あとは全部川のものだ、と言ふ視点である。
- ② 川にどれだけ水が必要かという視点は、発想としておかしいと思ふ。基本発想が違うのです。
- ③ 1.2 がポイントだと思ふ。ここを如何にうまく書くか、理想的なことが書けるかがポイントです。何を言おうとしているか私には理解できない。

後半（第3章の各論 および第4章）

9. 中村委員

- ① 水需要管理によってダム建設等の新たな水利権の発生をさせなくてすむ、それだけ環境への影響はなくなる。環境コスト負担についても分かりやすい。
- ② 節水対策は経済的インセンティブが働かないとお題目で終わってしまう。そこで水価格(water pricing)の考えが必要となる。水の価格・料金問題をどこかで議論しないとイケないと思う。
- ③ 水需要者・利水者の環境に自発的な対応や活動(volunteer compliance)を社会的に評価することがあってよいと思う。環境も利水者も管理者も Win-Win 関係にあるような仕組みを作り上げることが必要である。同様な観点から、法的に縛ってやるのではなく、ISO14000 のように、社会的に事業者・企業イメージが高まるような事業活動の評価手法もある。このような環境コスト負担に代わるような手法も考えられる。水需要管理を実現する制度的、社会的、財政的なバックグラウンド、社会影響などを加えると分かりやすい。
- ④ 渇水時の渇水対策会議を常時定期的に開催することは大切である。ポトマック川では定期的に渇水机上訓練(drought excise)のようなことをやって、そこで予測的な合意形成して対応している。淀川ではそういうことができないか。
- ⑤ 平成6年の大渇水で琵琶湖の水位が123cmまで下がった。ドラスティックな悪影響が出ると心配されたが、予想よりはるかに軽い影響だった。

10. 岡田委員

- ① 試行モデルを提案して壁を突破するような考えもある。環境負担制度につながる方向性もあると思う。施策の実施には順々に段階を踏んで進められるが、PDCA サイクルを考慮することが大切です。あらかじめ達成目標を設定して、チェックをしながら前に進むベンチマーク(bench marking)手法も考えてよい。
- ② 水需要管理を地方自治体が税制や地方制度の中で取り組めるものがあると思われる。自治体行政の総合的な施策も国の立場よりやりやすい面があるとおもう。知事のリーダーシップがあれば総合的な施策が可能となる。
- ③ 節水や水需要の抑制には事前の合意がある。リスク負担の考えを導入することも考えられる。

11. 寺田委員

- ① 福岡県・市の事例では、都市政策の一環として節水対策を行政の課題として取り組んでいる。
- ② 一定規模以上の新築建物では中水道の設置義務を含む建築確認の際に節水計画を審査する。義務違反に罰則を設けると言うことはなかったと思いますが。
- ③ 水道事業等の各部署の権限を越えたもので、水に関係するものを全部やる部局を作り総合的に取り組んでいる。具体的に何年までに何%削減する、と言うように目標を掲げて、実施にかかり目標達成率をチェックして事業を推進する考えです。
- ④ 自治体レベルでは地域の実情にあわせて、権限を集中してやるには適している。

12. 今本委員長

- ① 3.5 では琵琶湖の水位が取り上げられている。既設の多目的ダムにおいても最近利水容量を減らして治水容量を増やすことが検討されています。淀川ではまだ検討されていないが、武庫川では検討されている。この見解もここに入れたほうがよい。
- ② 多目的ダムの治水目的の事前放流についても触れておく必要がある。事前放流で空振りしても大丈夫な対策も検討したらどうでしょうか。

13. 池淵委員

- ① 事前放流の際の空振りの危険性は利水の問題ですから、触れておくことは必要です。
- ② 水需要抑制や節水の経済的インセンティブが話題になりました。自治体による税負担の軽減などさまざまな考えが紹介されました。面白い論点であるので検討すべきでしょう。